審査基準

令和7年5月1日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第105条の2第4項

処 分 の 概 要:運転経歴情報の記録

原権者(委任先):大分県公安委員会

法 令 の 定 め:

道路交通法第104条の4第1項及び第2項(申請による取消し)、第105条(免許の失効)、第105条の2第1項及び第3項(運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録) 道路交通法施行令第39条の2の5 (運転経歴証明書の交付等)、第39条の2の6 (運転経歴証明書の交付等)

道路交通法施行規則第30条の8 (運転経歴証明書の交付等の申請の手続)、第30条の14 (運転経歴情報の記録等)

審 沓 基 準:

判断基準は法令の定めによる。

標準処理期間:1日(行政庁の休日を除く。)(記録の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る特定免許情報を記録した

都道府県公安委員会に対して行われた場合)

※ 警察署(杵築幹部交番及び津久見幹部交番を含む。)において運転経歴証明書の交付を受ける者が運転経歴情報の記録を申請するが行われた場合については、21日(行政庁の休日を除く。)

申 請 先:大分県警察本部交通部運転免許課又は各警察署交通関係事務担当課

問い合わせ先:大分県警察本部交通部運転免許課免許係(電話 097-528-3000)

各警察署交通関係事務担当課

備 考: